附則別表第九を次のように改める。

附則別表第九　削除

附則別表第十を次のように改める。

附則別表第十

平成二十二年度における基準財政収入額の算定方法の特例
（附則第十八条算式の符号α及びβ関係）

市　名	α	β
宇都宮市	0.4722	1,740.2
相模原市	0.4915	6,449.3
新　潟　市	0.4397	3,035.1
富　山　市	0.5214	9,305.5
長　野　市	0.3465	4,739.5
岐　阜　市	1.3664	30,333.4
静　岡　市	0.2208	2,029.2
浜　松　市	0.4071	7,726.2
岡　崎　市	0.5036	7,778.3
京　都　市	1.0090	25,222.0
堺　　市	0.4729	4,325.3
姫　路　市	0.4678	6,006.9
奈　良　市	0.4735	450.6
岡　山　市	0.3773	5,268.2
福　山　市	0.4620	5,176.2
高　松　市	0.3288	4,565.4
高　知　市	1.0090	0.0
長　崎　市	0.7249	12,487.6
熊　本　市	0.1108	6,661.1
宮　崎　市	0.2390	2,084.9

附則別表第十一中「地域雇用創出推進費」を「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」に改め、別表第十一の次に次のように加える。

附則別表第十三

⑴　道府県の財政力指数に係る率等（第19条の16関係）

財政力指数区分	率　等	
	A	B
財政力指数が0.30未満のもの	0.8	0.190
同上0.30以上0.40未満のもの	1.2	0.070
同上0.40以上0.50未満のもの	2.0	−0.250
同上0.50以上0.60未満のもの	2.8	−0.650
同上0.60以上0.70未満のもの	3.6	−1.130
同上0.70以上0.80未満のもの	4.4	−1.690
同上0.80以上0.90未満のもの	6.2	−3.130
同上0.90以上1.00未満のもの	8.2	−4.930
同上1.00以上1.10未満のもの	10.2	−6.930
同上1.10以上のもの	12.2	−9.130

⑵　市町村の財政力指数に係る率等（第19条の16関係）

財政力指数区分	率　等			
	A		B	
財政力指数が0.10未満のもの	0.4		0.020	
同上0.10以上0.20未満のもの	0.6			
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0		−0.080	
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4		−0.200	
同上0.40以上0.50未満のもの	1.8		−0.360	
同上0.50以上0.60未満のもの	2.2		−0.560	
同上0.60以上0.70未満のもの	2.6		−0.800	
同上0.70以上0.80未満のもの	4.6		−2.200	
同上0.80以上0.90未満のもの	6.6	(2.2)	−3.800	(0.200)
同上0.90以上1.00未満のもの	7.1	(12.2)	−4.250	(−7.800)
同上1.00以上1.10未満のもの	7.6	(22.2)	−4.750	(−16.800)
同上1.10以上のもの	8.1	(24.2)	−5.300	(−18.800)
指定都市にあつては、括弧内の率等とする。				

別表第一中⑴から⑸までを次のように改める。

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類	測定単位	補　正　率　等	
一　警察費	警察職員数	段階補正	
		測定単位の数値が3,034人以上のもの	
		3,034人	1.00
		3,034人を超え5,000人までの数	0.97
		5,000人を超え10,000人までの数	0.96
		10,000人を超え20,000人までの数	0.93
		20,000人を超える数	0.93
		測定単位の数値が3,034人に満たないもの	
		その団体の数値	1.00
		3,034人に満たない数が1,034人までの数	0.02
		同上1,034人を超える数	0.09